

重要事項説明書

(通所介護サービス)

令和8年8月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会 霞の郷デイサービスセンター
指定・事業所番号	平成18年4月1日指定・1871700587
所在地	福井県坂井市丸岡町八ヶ郷21号7番地1
電話番号	0776-68-5065
管理者名	西澤 昭
通常の実施地域	丸岡町内
利用定員	25名

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とします。
運営の方針	通所介護の提供にあたっては、事業所の相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理及び業務の管理
生活相談員	1名以上	利用者やその家族との相談対応・ケアマネとの調整、関係機関や地域等との連携、介護職員の指導等
介護職員	4以上 (常勤換算)	サービス提供等

看護職員	1 以上 (常勤換算)	利用者の心身状況の看護
機能訓練指導員	1 以上 (常勤換算)	日常生活を営むのに必要な機能の減退を阻止するための訓練

5 営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（但し、12月31日～翌年1月3日を除く）
営 業 時 間	午前8時00分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時30分
延 長 時 間	午前8時00分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時30分

6 サービスの内容

① 生活指導

ご利用者の日常生活動作を見守り、指導を行います。

② 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または減退を防止するための訓練を実施します。

③ 健康チェック

ご契約者の心身の状況を確認します。

④ 送迎

ご契約者の自宅と事業所間の送迎についてはリフトバスにて送迎いたします。

⑤ 入浴サービス

ご契約者の身体状況に応じ、機械装置を使用して行う特別入浴、または一般浴槽を使用して行う普通入浴がご利用できます。

⑥ 給食サービス

当事業所では、昼食は、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態を考慮した弁当を提供します。

ご契約者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則とします。

⑦ その他のサービス

本事業所では、行事等、ご利用者の生活の質の向上を目的としたサービスを提供します。

7 サービス利用料金

① 利用料金表は別紙（別表1）をご参照ください。

別紙に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護給付額を差し引いた差額分をお支払いください。

② 要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合

には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））

- ③ 利用当日の午前8時30分までに利用中止の連絡がない場合や利用時間が2時間未満の場合は、食事準備費として食費相当分をお支払いいただきます。
- ④ その他の利用料は別紙（別表2）のとおりであり、全額自己負担となります。
- ⑤ 利用料のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月25日（北陸銀行のみ22日）までに以下の方法でお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

※特別な事情が無い限り現金扱いはいたしません。

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、坂井地区広域連合等に連絡を図るとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」内で対応いたします。

10 秘密の保持と個人情報の保護

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

（2）個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11 苦情の受付

（1）苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 霞の郷デイサービス	所在地 坂井市丸岡町八ヶ郷21号7番地1 電話 68-5065（担当 西澤）
----------------------	---

スセンター	受付時間 月曜～金曜日 8：30～17：15（但し、国民の祝日に関する法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く）
-------	--

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68－5070（担当 花房） 受付時間 月曜～金曜日 8：30～17：15（但し、国民の祝日に関する法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く）
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 電話 50－3040 受付時間 月曜～金曜日 8：30～17：15
坂井地区広域連合介護保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91－3309 受付時間 月曜～金曜 8：30～17：15
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1自治会館4階 電話 57－1614 受付時間 月曜～金曜日 8：30～17：15
福井県社会福祉協議会運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話 24－2347 受付時間 月曜～金曜日 9：00～17：00

（2）苦情処理の体制及び手順

苦情解決を円滑かつ迅速に行なうため、以下の手順で対応します。

- ① 苦情の受付と記録（電話、面接、メール、FAX 等による申し出に対応）
- ② 苦情の連絡（責任者、第三者委員への連絡）
- ③ 苦情の確認と報告（担当者による事実等の確認）
- ④ 話し合いの試み（解決案の提示、意見聴取）
- ⑤ 解決、不解決の結果報告
- ⑥ 事後的手続き（広報等による公表、記録、再発防止策の検討）

12 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

（1）虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】管理者 西澤 昭

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（5）虐待の防止のための委員会の定期開催

1 3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従事者に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

1 5 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い次の措置を講じます。

- (1) 従事者に対する業務継続計画について周知
- (2) 従事者に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

1 6 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従事者の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった従事者の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、サービス提供の中止や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

叩く、引掻く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の従事者への批判的な言動、嫌がらせ、介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど

③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど

④ その他の行為

サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断で SNS 等に掲載することなど

17 その他

- ① 今後の人材育成のために、新人職員、介護資格取得希望者などが通所介護に携わることがありますので、ご了承ください。
- ② 福祉サービス第三者評価事業について、当事業所は受審に向けて検討中です。

霞の郷デイサービスセンター **通所介護サービス** 利用料金表（別表1） R8年6月

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の通所介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1 単位の単価」を乗じて算定された1割（または2割・3割※1）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分はその他で、1単位の単価は10円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

なお、国より介護給付費体系の変更があった場合には、その決定額に変更いたします。

※1 個人の負担割合は、市町から交付される負担割合証でご確認ください。

(1) 基本利用料

<7時間以上8時間未満の利用>

要介護度	基本利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

<6時間以上7時間未満の利用>

要介護度	基本利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円

利用時間については、利用者の心身の状況、降雪等の急激な気象の悪化などにより利用時間が短くなった場合でも居宅介護支援計画に位置付けられた時間となります。

(2) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	基本 利用料	自己 負担 (1割)	自己 負担 (2割)	自己 負担 (3割)
入浴介助 加算（Ⅰ）	入浴介助に関する研修等を受けた職員及び設備を有して入浴介助を行った場合	1日につき 400円	40円	80円	120円

入浴介助 加算（Ⅱ）	Iに加え、居宅にて浴室における動作及び環境を評価し入浴計画を作成、入浴介助を行った場合	1日につき 550円	55円	110円	165円
個別機能訓練 加算（Ⅰ）イ	3月毎に居宅に訪問し機能訓練計画書を作成、機能訓練を実施した場合 機能訓練士1人配置	1日につき 560円	56円	112円	168円
個別機能訓練 加算（Ⅰ）ロ	上記に加え、機能訓練士を2人以上配置 *イとロはどちらか	1日につき 760円	76円	152円	228円
個別機能訓練 加算（Ⅱ）	Iに加え、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合	1月につき 200円	20円	40円	60円
科学的介護推進体制加算	利用者の日常動作、認知症の状況、その他の心身の情報を厚生労働省に提出し、フィードバック情報を活用した場合	1月につき 400円	40円	80円	120円
ADL維持等 加算（Ⅰ）	一定期間内に利用した者のうち、日常生活動作の維持又は改善の度合いが一定の基準を超えた場合 ADL利得値が1以上	1月につき 300円	30円	60円	90円
ADL維持等 加算（Ⅱ）	上記同様 ADL利得値が3以上の場合	1月につき 600円	60円	120円	180円
認知症加算	職員体制を手厚くし、認知症の専門的研修の修了者を配置。認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が15%以上の場合。対象者のみ	1日につき 600円	60	120	180
中重度者ケア 体制加算	看護職員又は介護職員を基準より多く配置。要介護3以上の利用者の割合が30%以上の場合	1日につき 450円	45円	90円	135円
生活機能向上 連携加算 （Ⅰ）	外部のリハビリ専門職員等との連携による機能訓練計画を作成した場合（3月に1回を限度）	1月につき 1,000円	100円	200円	300円
口腔機能向上 加算（Ⅰ）	口腔機能改善計画の策定、評価等まで個別的に実施した場合（月2回限度）	1日につき 1,500円	150円	300円	450円
送迎減算	居宅と事業所間の送迎を行わない場合	1回につき -470円	-47円	-94円	-141円
サービス提供 体制強化加算 （Ⅰ）	介護福祉士が70%以上、又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上在籍している場合	1日につき 220円	22円	44円	66円

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業実施地域（丸岡町）を越えてサービスを提供する場合	基本利用料の 5%			
------------------------	----------------------------	-----------	--	--	--

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	所定利用料（※2）の 12.0%	

※2 所定利用料とは基本利用料に各種加算減算を加えた総額です。介護職員等処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

（3）その他

① キャンセル料

サービス利用当日の8時30分までに利用中止の連絡がない場合や利用時間が2時間未満の場合は、食事準備費として食費相当分をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

重要事項説明書

(指定相当通所型サービス)

令和8年8月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会 霞の郷デイサービスセンター
サービス種類	第1号通所事業 指定相当通所型サービス
指定・事業所番号	平成29年4月1日指定・1871700587
所在地	福井県坂井市丸岡町八ヶ郷第21号7番地1
電話番号	0776-68-5065
管理者名	西澤 昭
通常の実施地域	丸岡町内
利用定員	25名(通所介護利用者含む)

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理及び業務の管理
生活相談員	1名以上	利用者やその家族との相談対応・ケアマネとの調整、関係機関や地域等との連携、介護職員の指導等
介護職員	4以上	サービス提供
看護職員	1以上	利用者の心身状況の看護
機能訓練指導員	1以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を阻止するための訓練

5 営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（但し、12月31日～翌年1月3日を除く）
営 業 時 間	午前8時00分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時30分
延 長 時 間	午前8時00分～午前8時30分 午後4時30分～午後5時30分

6 サービスの内容

① 生活指導

ご利用者の日常生活動作を見守り、指導を行います。

② 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または減退を防止するための訓練を実施します。

③ 健康チェック

ご契約者の心身の状況を確認します。

④ 送迎

ご契約者の自宅と事業所間の送迎については事業所の車両にて送迎いたします。

⑤ 入浴サービス

ご契約者の身体状況に応じ、機械装置を使用して行う特別入浴、または一般浴槽を使用して行う普通入浴がご利用できます。

⑥ 給食サービス

当事業所では、昼食は、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態を考慮した弁当を提供します。

⑦ その他のサービス

当事業所では、行事等、ご利用者の生活の質の向上を目的としたサービスを提供します。

7 サービス利用料金

（１）サービスの利用料金は別紙（別表１）のとおりであり、契約者からお支払いいただく「自己負担金」は、原則として負担割合証に応じた利用料の１割、２割又は３割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（２）利用当日の午前８時３０分までに利用中止の連絡がない場合や利用時間が２時間未満の場合は、食事準備費として食費相当分をお支払いいただきます。

（３）その他の利用料は別紙（別表２）のとおりであり、全額自己負担となります。

（４）利用料のお支払方法

利用料金は１月ごとに計算し、翌月１５日までにご請求しますので、翌月２５日（北陸銀行のみ２２日）までにお支払いください。

<金融機関口座からの自動引き落とし> ご利用できる金融機関

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、ＪＡ福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

*特別な事情がない限り現金の取り扱いはいたしません。

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、坂井地区広域連合等に連絡を図るとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応します。

10 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当国会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11 苦情の受付

苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 霞の郷デイサービスセンター	所在地 坂井市丸岡町八ヶ郷第21号7番地1 電話 68-5065 (担当 西澤) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (但し、国民の祝日に関する法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
-----------------------------	---

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (但し、国民の祝日に関する法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合介護保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1 自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15

12 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、

次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】管理者 西澤 昭

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1 3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じています。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 従事者に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

1 5 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い次の措置を講じます。

(1) 従事者に対する業務継続計画について周知

(2) 従事者に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施

(3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

1 6 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従事者の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった従事者の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、サービス提供の中止や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

叩く、引掻く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の従事者への批判的な言動、嫌がらせ、介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど

③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど

④ その他の行為

サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断で SNS 等に掲載することなど

17 非常災害対策

事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しています。

18 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に伝え、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意していただくとともに、サービス利用中に気分が悪くなったときは、すぐに従事者にお申し出ください。

（２）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当のケアマネジャー又は当事業所の担当者へご連絡ください。

19 その他運営についての重要事項

（１）今後の人材育成のために、新人職員、ヘルパー資格取得希望者などが通所介護に携わることがありますので、ご了承ください。

（２）福祉サービス第三者評価事業について、当事業所は受審に向けて検討中です。

（３）ここに定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は本会長が定めるものとする。

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の通所介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1 単位の単価」を乗じて算定された1割（または2 割・3 割※1）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分はその他で、1 単位の単価は10円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

なお、国より介護給付費体系の変更があった場合には、その決定額に変更いたします。

※1 個人の負担割合は、市町から交付される負担割合証でご確認ください。

(1) 基本利用料

対象者	利用頻度	利用回数	基本利用料	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
事業対象者 要支援 1	週1回程度	月4回まで	4,360円/回	436円	872円	1,308円
		月5回	17,980円/月	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援 2	週1~2回 程度	月8回まで	4,470円/回	447円	894円	1,341円
		月9回	36,210円/月	3,621円	7,242円	10,863円

(2) 加算

① 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用料	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
生活機能向上 グループ活動 加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1 月につき 1,000円	100円	200円	300円
口腔機能向上 加算 I	看護職員等により口腔機能改善計画の策定から評価等まで個別的に実施されるサービスを行った場合	1 月につき 1,500円	150円	300円	450円
生活機能向上 連携加算 I	外部のリハビリテーション専門職員等との連携による介護予防通所介護計画を作成した場合	1 月につき 1,000円	100円	200円	300円
科学的介護推 進体制加算	LIFEの活用によりPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組をしている場合	1 月につき 400円	40円	80円	120円
送迎減算	居宅と事業所の間の送迎を行わない場合(上限有)	1 回につき -470円	-47円	-94円	-141円

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	対象	利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
サービス提供 体制強化加算 Ⅰイ	介護福祉士が70%以上、又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上在籍している場合	週1回 程度	1月 880円	88円	176円	264円
		週2回 程度	1月 1,760円	176円	352円	528円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業実施地域（丸岡町）を越えてサービスを提供する場合	基本利用料の5%				

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算 Ⅰ（ロ）	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	所定単位数（※2）の12.0%	

※2所定単位数は基本利用料に各種加算減算を加えた総額です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

(3) その他

① キャンセル料

サービス利用当日の8時30分までに利用中止の連絡がない場合や利用時間が2時間未満の場合は、食事準備費として食費相当分をお支払いただきます。

重要事項説明書

(通所型サービスA)

令和8年8月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会 霞の郷デイサービスセンター
サービスの種類	第1号通所事業（通所型サービスA）
所在地	福井県坂井市丸岡町八ヶ郷第21号7番地1
電話番号	0776-68-5065
指定年月日	平成29年4月1日指定
管理者名	西澤 昭
事業の実施地域	丸岡町内
利用定員	8名

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理及び業務の管理
従事者	1名以上	サービス提供等

5 営業日時

営業日	金曜日（但し、12月31日から翌年1月3日を除く）
営業時間	午前11時00分から午後3時00分まで
サービス提供時間	午前11時30分から午後2時30分まで

6 サービスの内容

通所型サービスAは、霞の郷デイサービスセンターに通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

7 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 基本利用料金

基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
3,000円	300円	600円	900円

(2) その他の利用料金

食費	1回	730円
入浴代	1回	500円
おやつ代	1回	70円
教養娯楽費	実費	
行事参加費	実費	
おむつ代	実費	

(3) キャンセル料

サービス利用当日の午前8時30分までに利用中止の連絡がない場合は、食事準備費として食費相当分を支払いいただきます。

(4) 利用料のお支払い方法

利用料金は1月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月25日(北陸銀行のみ22日)までに下記の方法によりお支払いください。

<金融機関口座からの自動引き落とし>

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

* 特別な事情がない限り現金の取り扱いはいたしません。

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、地域包括支援センター、坂井地区広域連合等に連絡を図るとともに、必要な措置をとります。

損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応します。

10 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11 苦情の受付

苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会霞の郷デイサービスセンター	所在地 坂井市丸岡町八ヶ郷第21号7番地1 電話 68-5065 (担当 西澤) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (但し、国民の祝日に関する法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
-------------------------	---

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (但し、国民の祝日に関する法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合介護保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1 自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15

12 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止責任者の設置
【虐待防止責任者】管理者 西澤 昭
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1 3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従事者に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

1 5 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い次の措置を講じます。

- (1) 従事者に対する業務継続計画について周知
- (2) 従事者に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

1 6 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従事者の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった従事者の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、サービス提供の中止や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

叩く、引掻く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、

特定の従事者への批判的な言動、嫌がらせ、介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど

③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）
性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど

④ その他の行為

サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断で SNS 等に掲載することなど

17 非常災害対策

事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しています。

18 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に伝えけるとともに、サービス利用中に気分が悪くなったときは、すぐに従事者にお申し出ください。

（２）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当のケアマネジャー又は当事業所の担当者へご連絡ください。

19 その他運営についての重要事項

ここに定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は本会長が定めるものとします。

(別表 2)

霞の郷デイサービスセンター その他の利用料金表

*昼食	1 食	730 円
*夕食（延長利用時）	弁当や購入品に係る費用	実費
*おやつ代	1 食	70 円
*延長利用 （朝夕の合算なし）	30 分以下	600 円
	30 分以上 1 時間以下	1, 200 円
*利用キャンセル：利用当日の 8 時 30 分までに利用中止の連絡がない場合（昼食費相当）		730 円
*送迎キャンセル：迎車到着までに送迎キャンセルの連絡がない場合		470 円
*連絡帳	1 冊（初回利用時）	90 円
	ファイル 1 冊（紛失・破損時）	70 円
	袋の追加 1 枚（破損時の交換）	10 円
*教養娯楽費：サービス提供の取組の中で計画的に実施される活動		
・プリント・塗り絵・書写 等	1 日	20 円
・喫茶	1 杯	50 円
*その他の費用；個人の希望により参加、使用、購入されたもの		
・創作品	1 個	材料費相当
・外出行事参加	1 回	50 円
・外出や行事等における飲食代		実費
・紙おむつ	1 枚	50 円
・はくパンツ	1 枚	40 円
・尿取りパット	1 枚	30 円
*処置に係る衛生用品費：床ずれ等による処置に使用した材料費		
・ガーゼ、保護フィルム、軟膏等	1 回	50 円